

飯田市青少年問題協議会条例

昭和 50 年 3 月 27 日条例第 15 号
最終改正：平成 25 年 12 月 25 日条例第 56 号

飯田市青少年問題協議会条例（昭和 37 年条例第 31 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第 1 条の規定により、飯田市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議すること。
- （2） 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するため、必要な関係機関相互の連絡調整を図ること。
- （3） 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する施策の実施活動に関する事項を調査審議すること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し関係行政機関に意見を述べることができる。

（組織）

第 3 条 協議会は委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、青少年の健全育成に資する活動を行う者及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に会長及び副会長 2 人を置き、委員が互選する。

2 会長は、協議会を代表し、協議会を招集し、会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（幹事）

第 6 条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（抄）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。